

平成28年度 第1回 新しい総合事業についての意見交換会 まとめ

基準の緩和について	訪問型サービス	サービス提供責任者と訪問事業責任者を兼務する場合は「利用者40人に1人」の40人にサービスA利用者も含めなくてはならないのか。
		訪問事業責任者の役割はサービス提供責任者と同じと考えてよいか。
	通所型サービス	通所介護の利用者15人を超える場合の「必要数」の設定は事業所で考えていいのか。
		サービスA単独型で看護師も生活相談員も必要ないというのはとても緩和されている。
		同じ建物でもフロアが別であれば単独型と考えてよいか。
		人材派遣会社からも1時間だけでも派遣可能といった売り込みが来ている。
		一体的に実施する場合でも面積基準を緩和することはできないのか。
一体的に実施する場合の面積基準が緩和できなくても、人員配置についての緩和ができないか。		
現行サービス対象者について	市の示した案では、現行サービス対象者はほとんどいないのではないか。	
	退院後三か月ではリハビリの効果が表れるには短いのではないか。	
加算について	サービスを利用することで尊厳をもって自立した生活ができる状態を「自立」と考えているので、自立化に資する加算の名称は誤解を招かないようなものにした方がよい。	
	自立化に資する加算は1回しか請求できないのか。非該当になるとサービスがなくなるのでどの月につけるのかが疑問である。	
	初回加算を検討してほしい。(訪問型サービス)	
	チェックリストの方の場合の軽度化とはどういう状態なのか。	
	サービス利用者が卒業して、ボランティアとして事業所の手伝いをしているといった場合に加算かなにかがあればいいのではないか。	
個別サービス計画について	個別サービス計画を作成しない場合、どのようにサービスに入っていくかわからなくなってしまうので、サービスAでも必要ではないか。	
	個別サービス計画がないと、御用聞きのようにになってしまう可能性がある。	
	ケアマネージャーもプラン通りにサービスに入っているかの確認のために個別サービス計画を確認している。	
人材について	安い時給で働いてくれる人材が本当にいるのか。	
その他生活支援サービスについて	実現すればいいことである。	
	見守りサービスについては自費サービスで行っているが今のところ利用者がいない。	
	介護保険のサービスになれば利用する人も出てくるのではないか。	